

みやこユニバーサル上映補助金

交付要領



この補助金は、京都市が、「ユニバーサル上映」をしようとする団体又は個人に対し、当該上映に要する経費の一部を交付することにより、障害の有無や年齢に関わらず、できるだけ多くの方が映画鑑賞を楽しむ機会を増やすとともに、ユニバーサルデザインに対する市民の理解を促進することを目的としています。

ユニバーサル上映とは…

- 視覚や聴覚に障害のある方や高齢者等も含めて、すべての人が一緒に映画を楽しめるよう、映画に日本語字幕・副音声が付与した上映方法のこと。

保健福祉局 障害保健福祉推進室
みやこユニバーサルデザイン推進担当

1. みやこユニバーサル上映補助金について

1 補助の対象となる上映方法

次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 日本語字幕及び副音声を付与した上映（以下「ユニバーサル上映」という。）であること。
- (2) 京都市内における上映であること。
- (3) 原則として、広く一般に公開された上映であること。
- (4) 原則として、上映会場全体に副音声が流れる上映であること。

注：映画制作時にあらかじめ日本語字幕・副音声が付与された映画も対象となります。

2 補助の対象となる者

「1 補助の対象となる上映方法」により映画の上映を主催する団体又は個人とします。
ただし、次に該当する者は除きます。

- ・ 国及び地方公共団体
- ・ 国及び地方公共団体からユニバーサルデザインの推進を含む事業の委託又は補助を受ける者
- ・ 映画の興行を主たる業務とする者

3 交付基準

ユニバーサル上映に係る事業（以下「上映事業」という。）が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しません。

- (1) 公序良俗に反する等社会的に非難を受けるものであると認められるとき。
- (2) 宗教的活動と認められるとき。
- (3) 政治的活動と認められるとき。
- (4) 私的な利益のみを目的とすると認められるとき。
- (5) その他市長が不適当と認めるとき。

4 ユニバーサルデザインの普及推進

上映事業の対象となる映画の上映前において、本市が別に指示する方法により、当該映画の鑑賞者に対してユニバーサルデザインに関する普及活動を行うこととします。

5 補助金の額

上映事業の実施に要する経費のうち、補助の対象となる経費（補助対象経費）について、次表のとおり補助金を交付します。（「3. 申請書類等の作成について」を参照のこと）

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 作品使用料・ 上映費（映写機材使用料，会場使用料など）・ 上映技術料・ 字幕及び副音声付与等にかかる経費・ その他市長が適当と認める経費
補助率・補助限度額	次に掲げる額のうち最も低い額とし、かつ京都市の予算の範囲内（千円未満切捨） <ul style="list-style-type: none">・ 補助対象経費の1/2・ 150千円・ 上映事業を実施するために必要な経費から入場料収入及びその他の収入を差し引いた額

6 補助金の支払い

上映事業完了の後、実績報告書等の提出以降となります。

7 補助金の経理等

- (1) 上映事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を揃え、他の経理と区分して上映事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
- (2) 本市から、必要に応じて上映事業の遂行及び支出状況について報告を求め、又はその状況を調査することがあります。

8 著作権の承諾

上映事業の対象となる映画への字幕及び副音声付与に係る著作権について、著作権者の承諾を得る必要がある場合には、補助申請者において承諾を得てください。

9 その他

- (1) 上映事業の対象となる映画が有料上映の場合でも補助の対象となりますが、社会通念を大きく逸脱するような高額の上映料金を設定している場合には、交付決定に当たり料金を下げるよう条件を付けることがあります。
- (2) 一団体（個人）で複数回の補助を受けることができますが、同一作品についてユニバーサル上映を複数回実施する場合は、そのうちの1回についてのみ交付の対象となります。
- (3) 企業からの協賛金や行政機関からの委託又は補助金等（ユニバーサルデザインの推進を含む事業に係る委託又は補助金等は除く）を受ける事業についても補助の対象となりますが、本件補助との重複（みやこユニバーサル上映補助金＋入場料収入＋その他の収入（協賛金・委託料・補助金等） > 上映経費）がないよう注意してください。
- (4) 入場料収入及びその他の収入の状況により、補助額が当初の交付予定額から減額されることがあります。

2. 申請手続きについて

1 提出書類及び提出期限

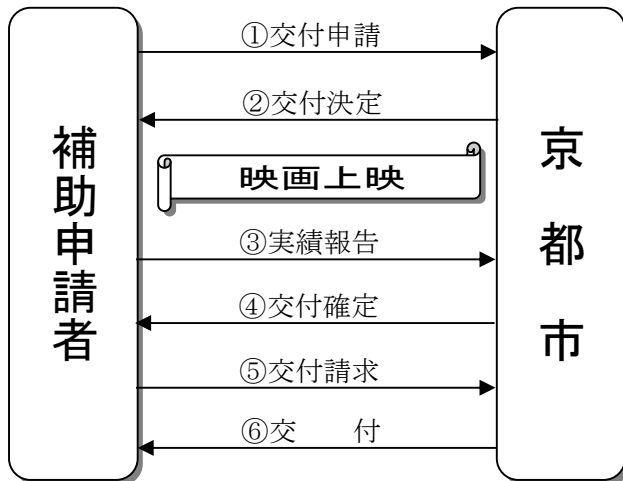
各段階に応じて次表のとおり書類を提出してください。

	提出書類	提出時期
交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書（様式1） 事業計画書（様式A） 団体等概要調書（様式B） 収支予算書兼市補助金計算書（様式C） 	補助事業の対象となる映画を上映する30日前まで
事業内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容変更承認申請書（様式3） 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更後を比較記載した資料 <p>※事業内容を変更しようとする場合のみ提出</p>	補助金交付申請の内容を変更しようとするとき
実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 事業実績報告書（様式4） 事業実績書（様式A） 収支決算書兼市補助金計算書（様式D） 	補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日まで
交付請求	<ul style="list-style-type: none"> 市長が別に指定する請求書 	補助金確定通知書を受領した日から起算して10日以内

注1：上映事業を中止しようとするときは、その理由を記載した書面を速やかに提出してください。

2：上映事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合や遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書面を提出してください。

2 手続きの流れ



3 提出先・問合せ先

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階
 京都市 保健福祉局 障害保健福祉推進室 みやこユニバーサルデザイン推進担当
 TEL/075-222-4161 FAX/075-251-2940

本件補助金や、字幕・副音声付与に関する相談については、上記問合せ先まで

3. 申請書類等の作成について

申請書類等の作成に当たっては、以下の内容及び記入例を参考に正確に記入してください。

■ユニバーサル上映に係る事業経費に算入できる経費

補助対象経費	作品使用料	作品使用料
	上映費	映写機材使用料, 会場使用料, 会場設備 (備品) 使用料など
	上映技術料	上映技術者派遣料
	字幕及び副音声付与等にかかる経費	字幕及び副音声の作成, 付与にかかる委託料など
	その他市長が適当と認める経費	
補助対象外経費	人件費	上映事業実施のために雇用した会場整理員賃金など
	印刷費	チラシ, ポスター, 入場券, 資料等印刷費など
	通信費	連絡のための郵送料など
	宣伝費	広告宣伝費 (新聞, 雑誌, テレビ, ラジオ等), 立て看板作成費など
	記録費	録画費, 録音費, 写真費など
	手数料	入場券販売手数料など
	保険料	催事保険料など
	その他	事前の練習や準備にかかる費用, 消耗品経費など
その他市長が適当と認める経費		

■ユニバーサル上映に係る事業経費に算入できない経費

常勤者人件費等の経常的な経費
既に所有している設備等の減価償却相当経費
その他市長が算入できないと認める経費